

下水道使用料改定のお知らせ

農業集落排水施設使用料含む

(1か月単位 消費税込み)

下水道財政の健全化のため平成23年6月(7月分として請求するもの)から下水道料金を改定させていただきます。市民の皆様のご理解をお願いいたします。

《改定の内容》

●基本水量制の廃止

節水型社会への対応や少量使用者に配慮するため汚水量10㎡までを定額とする改定前の基本水量制を廃止し、基本料金と使用水量に応じた料金体系とします。

●使用料の増額

1㎡当りの単価を15.75円増額します。

用途	区 分	改定前 使用料	改定後 使用料	増額	
一般用	基本料金	一律 1,050.0円	682.50円	－	
	汚 水 量 (1㎡当り)	10㎡まで		52.50円	－
		10㎡を超え30㎡まで	105.0円	120.75円	15.75円
		30㎡を超え50㎡まで	115.5円	131.25円	15.75円
		50㎡を超え100㎡まで	126.0円	141.75円	15.75円
100㎡を超えるもの	136.5円	152.25円	15.75円		
湯屋用	300㎡まで	15,750.0円	改正なし	－	
	300㎡を超えるもの(1㎡当り)	73.5円			
臨時用	(1㎡当り)	189.0円			

下水道使用料に円未満の端数が生じる時はこれを切り捨てます。

汚水量当たり比較表 (1か月分 消費税込み)

排出量	改定前	改定後	増減額
㎡	円	円	円
0		682	△368
1		735	△315
2		787	△263
3		840	△210
4		892	△158
5	1,050	945	△105
6		997	△53
7		1,050	0
8		1,102	52
9		1,155	105
10		1,207	157
20	2,100	2,415	315
30	3,150	3,622	472
40	4,305	4,935	630
50	5,460	6,247	787
100	11,760	13,335	1,575
150	18,585	20,947	2,362
200	25,410	28,560	3,150
300	39,060	43,785	4,725

※汚水量の決め方

- ①市の水道のみ使用した場合：水道使用量が汚水量となります。
 - ②井戸水のみ使用した場合：家族の人数により、使用量(認定水量)が決められています。(3人まで1人につき7㎡。4人目から5㎡)
 - ③市の水道水と井戸水の両方を使用している場合：水道の使用量と井戸水の認定水量を比べどちらか多い方の水量が汚水量となります。
- ※認定水量は家族の人数で決まりますので、世帯人員に変更があった場合には、下水道課までご連絡ください。

井戸水認定水量ごとの比較 (1か月分 消費税込み)

人 数	認定水量	改定前	改定後	増 額
1名	7㎡	1,050円	1,050円	0円
2名	14㎡	1,470円	1,690円	220円
3名	21㎡	2,205円	2,535円	330円
4名	26㎡	2,730円	3,139円	409円
5名	31㎡	3,265円	3,753円	488円
6名	36㎡	3,843円	4,410円	567円
7名	41㎡	4,420円	5,066円	646円
8名	46㎡	4,998円	5,722円	724円
9名	51㎡	5,586円	6,389円	803円